

令和6年 下呂市農業委員会第3回総会議事録

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |             |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 開催日時 | 令和6年3月4日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 14:00～16:00 |
| 開催場所 | 下呂総合庁舎 大会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |             |
| 出席委員 | 1 番 山下 康子                      2 番 上野 耕正                      3 番 大森 公治（推）<br>4 番 嶋田 浩                        5 番 熊崎 みどり                      6 番 中島 義彦<br>8 番 中川 元宏（推）              9 番 中川 輝男（推）              10 番 田中 覚章（推）<br>11 番 二村 昭司                      12 番 小林 寿                        13 番 川口 太三（推）<br>14 番 鎌倉 誠也                      15 番 中島 尊治                      16 番 福井 順也<br>17 番 中島 次郎（推）              18 番 二村 正明（推）              19 番 熊崎 徹（推）<br>20 番 中桐 由起子（推）              21 番 金森 茂俊                      22 番 中島 義雄<br>23 番 中島 悠                        24 番 日下部 道男（推）              25 番 井戸 克彦（推）<br>26 番 杉山 裕（推） |             |
| 欠席委員 | 7 番 林 忠助                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |             |
| 議事日程 | 第1 会長あいさつ<br>第2 議事録署名者<br>第3 議事<br>議事 9 号 農地法第4条の許可取消願について<br>議事 10 号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議事 11 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について<br>議事 12 号 農地法第4条の規定による許可申請について<br>議事 13 号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議事 14 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について<br>議事 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について<br>第4 その他                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |             |
| 事務局長 | 開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。<br>ただ今から第3回農業委員会を開催いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
| 会 長  | 【会長あいさつ】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |             |
| 会 長  | それでは只今から審議に入らせていただきます。<br>審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。<br>4 番 嶋田 浩 委員<br>5 番 熊崎 みどり 委員 をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |             |
| 会 長  | 議題第9号 農地法第4条の許可取消願について別紙のとおり取消願が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。<br>議案の2ページをお開きください。事務局説明をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |

事務局

議案第9号 農地法第4条の許可の取消願について説明させていただきます。  
申請地は、平成22年4月28日付け岐阜県指令下農林第309号をもって農家住宅とすることを目的に転用許可を得たものです。申請地を農家住宅とするため転用許可を得ましたが、再度、家族と相談した結果、日照時間が短いなどの理由により別地に建設することになったとのことです。現地は、未着工であることを確認しており、所有権移転もなされていないため、許可の取消については問題はないと考えます。

以上、農地法第4条許可の取消願1件について審議をお願い致します。

会 長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条の許可取消願について1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

議題第10号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。  
議案の3～5ページをお開きください。

会 長

農地法第3条申請6件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が4件提出されています。

番号1については農振農用地ではありません。2月総会において許可保留となっているものです。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は移住して申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号2については農振農用地ではありません。譲渡人はこれまで申請地を管理していた方に譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号3については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は隣接地に自宅を建築して農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号4については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号5については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号6については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

22番

1番の担当ですが、先月の総会を欠席してしまいましたので経緯がはっきりわかりません。私個人としては、譲渡人も市内に住んでおらず管理ができていないのですから、近くに住んでいる人が管理するほうがいいと思うので、わざわざ若い人も一緒に移住してくれるそんな人に対してあまり失礼なことをしたくないし、あまりことを荒立てたくないのですが。

事務局

今回遠方から移住される方ということで、面積も大きいですし、移住してきて右も左もわからないかもしれないのにできるのかどうかという意見があり、それに対し本人の意思確認が取れていないことから先月から許可保留となりました。この行政書士の案件で過去にも移住者関係のトラブルがあり、農業委員会としても慎重に対応したいことから、本人の意思確認を取ってから許可を出すという流れとなりました。

本人へは事務局より行政書士を通じて連絡して意思確認をしており、あまり高圧的にならないよう、農業委員会として草刈りや耕作などの管理は大変であることから心配しており、どのようにやっていく予定か、などの質問をいたしました。譲渡人には焼石に親戚がおり、今回の申請地のうち茶畑部分はその親戚が現状管理をしてくださっているようで、所有権移転後も管理を手伝ってくださることから、しばらくはその方に教えを請いながら、徐々に自立していきたいとの意見でした。

22番

面積が大きいから、本人に確認したほうが良かったということですかね。

事務局

面積の大小というよりも、これから移住される方というのは地域に面識がないですし土地勘もないのですから。また、そういった方がトラブルを起こさずに地元とうまくやっていけるよう、農業委員と顔をつなぐチャンスでもあると思います。

おっしゃるように、せっかく移住してくださる方にいやな気持ちになって欲しくはなかったので、できるだけ軽い雰囲気では譲受人には連絡させていただいて、けっこう面積もあるし移住したばかりで、農業委員会も心配していますが、どんなふうにしていくか決めていますか？という風に聞かせていただきました。

21番

菅田の案件で、移住で農地を家付きで買ったけど、結局何もやらなくなっている案件が問題になっており、農地を買って管理ができなくなると周辺の人への影響もあるので。やはり、農地を買った人が一切の問題は責任もちます、と一筆書かせないと。

22番

おっしゃりたいことはよくわかりますが、でもこんな農地ばかりなんです。子供も外に行っちゃって全然帰ってこないし、どもならんと。移住してやってくれるならこんなありがたい話はないと思うんですが。

事務局

2年ほど前に、菅田でだいぶ問題があり、確認書をどうするかとか、そういう話も当時は議論しています。

農地のすべてを耕作できるかということは許可要件になりますが、そこに疑義が生じていた原因の一つに、この行政書士が出した案件で過去にトラブルがあり、本来は行政書士は申請者の代理で申請書を作るものですが、申請者の意思確認をせずに農地法の通りやすいように行政書士が申請書の内容を作っていないか、という疑問に至っていることがあります。

移住者だから許可を出さないなんて、そんな短絡的なものではないです。ただ、移住者はこちらに縁もゆかりもない方もみえる中で、農業委員が3条申請の際に一言電話したり本人と会って現地確認することで、譲受人にとっても地域との顔つなぎができる、というメリットだと思って、高圧的にならないよう、前向きに対応していただきたいです。

移住者でも、Uターンだったり元々の面識がある場合などもありますし、臨機応変に。また困ったときは事務局へ相談してください。

5番

2番について説明します。

申請地は萩原町尾崎の県道沿いで、親の代から譲受人の家庭が管理をしていて、本当に猫の額ほどの小さな土地ですが、今回改めて小さい面積ですし無償譲渡したいとのことと。

9番

3番について説明します。

場所は萩原町上村で、萩原駅から東へ200mほどの場所です。高齢で後継者がいないため売買したいところ、譲受人が後ほど出てくる5条申請で住宅を建築し、その隣を畑として買いたいとのことと。周辺は農地もありますが問題ありません。

18番

4番について説明します。場所は小川の国道41号\*\*\*\*の南、橋を渡った東側です。譲渡人は大阪に住んでおり管理ができないため、近所の人に譲渡するとのことと問題ありません。

26番

5番と6番について続けて説明します。どちらも金山の道の駅から700mほど北上した県道沿い。ずいぶん前から譲渡人は鶴沼に住んでおり、実家も15年ほど前に取り壊しました。地元の人に頼んで年に数回草刈りしてもらったり、防草シートを敷いたりしていました。5番の農地は防草シートが全面に敷いてある状態です。6番の方は、昨年秋に申請地の隣の家を買って移住されてきました。申請地を畑として利用したいとのことと、5番の譲受人の仲介で今回譲り受けることになったとのことと。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 会 長 | <p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請6件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 会 長 | ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 会 長 | <p>議題第11号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p> <p>議案の6ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                     |
| 事務局 | <p>議案第11号 農地転用許可後の事業計画変更申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、土地利用計画の変更が1件です。</p> <p>番号1については、平成14年10月に5条許可を得た転用計画について、会社経営が悪化し、工場を建設することができなくなった案件です。対象の土地を資材置き場とコインランドリー敷地として貸出をしており、継続して利用したいことから、承認を求めるものです。現地は土地造成済みです。</p> <p>なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>以上、農地転用許可後の事業計画変更申請について審議をお願い致します。</p> |
| 会 長 | 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 会 長 | <p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地転用許可後の事業計画変更承認申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>                                                                                                                                                                                                              |
| 会 長 | ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 会 長 | <p>議題第12号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p> <p>議案の7～8ページをお開きください。</p>                                                                                                                                                                                                                 |
| 会 長 | 農地法第4条許可申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                     |

事務局

議案第12号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。  
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、店舗等施設への転用が1件、面積については畑782㎡です。

番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は500m以内に萩原北中学校、きたこども園があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

番号2については、申請地を喫茶店（駐車場）として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

番号3については、申請地を一般個人住宅として利用したいため転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。

8番

1番について説明します。萩原北中学校から200mほどの場所で、この申請者からは3回目の申請になります。住宅の設計変更に伴う申請です。この畑は既に宅地の一部と化しており、問題ないと思います。

14番

2番について説明します。場所は257号沿いの宮地で、下呂から竹原に入ったところ、国道の右側は40年ほど前から申請者の親が店をやっており、その土地について申請がされていないことがわかったため、今回申請が出てきました。道の反対側は採石場の隣ですので問題ないと思います。

24番

3番について説明します。場所は関金山線のトンネルより1kmほど手前、菅田笹洞の白山神社のすぐ近くです。父親が亡くなって空き家になっていましたが、空き家バンクで売ろうと思ったら宅地になっていなかったことが判明したため申請されてきました。始末書案件ですが、よろしくお願いいたします。

会 長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請3件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会 長 | 議題第13号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。<br>議案の9～12ページをお開きください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 会 長 | 農地法第5条許可申請9件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事務局 | <p>議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。<br/>今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が3件、鉱工業用地への転用が3件、貸資材置き場への転用が1件、その他レジャー施設への転用が2件。面積については田1748㎡、畑1240㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を譲り受け、食肉加工施設・駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同委は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については先ほどの4条取り消しを条件として審議していただきます。</p> <p>番号2については、申請地を譲り受け、貸資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p> <p>番号3については、申請地を譲り受け、管工事業資材置場・駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p> |
| 事務局 | <p>番号4については、申請地を譲り受け、店舗併用住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えていることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。</p> <p>番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。</p> <p>番号6については、申請地を譲り受け、一般個人住宅（進入路）として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、約500m以内に萩原南中学校、みなみこども園があることから第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p>                                                                                                                                                                                                           |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>番号7については、申請地を譲り受け、建築業資材置場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同委は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号8については、申請地を譲り受け、保養施設（駐車場）として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。</p> <p>番号9については、申請地を譲り受け、保養施設（進入路）として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。</p> <p>以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。</p> |
| 4番  | <p>1番について説明します。場所は大ヶ洞と奥田洞の間。4条取り消しが出ているところです。農地パトロールでは谷に挟まれて再生困難と分類しており、問題ないと思います。</p> <p>2番については、萩原町上呂のサイラノの線路と道に挟まれたところです。譲渡人はもう農業はできないということで、資材置き場にしたいとのことです。</p> <p>3番はさらにその隣で、資材置き場として利用したいそうです。細長いほうの農地は農地としての活用は難しいと思います。転用して活用しても周りに影響ありませんし、問題ないと思います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 8番  | <p>4番について説明します。ここから県道を1kmほど北上し、****の50mほど西側です。申請者は親子関係で、親の家を取り壊して建て替えるため、娘が転用する案件です。すでに耕作されておらず自己保全でしたし、問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 9番  | <p>5番について説明します。場所は3条の隣で、住宅を建てたいとのことで、周りは市道や宅地、水路などで問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10番 | <p>6番について説明します。場所は萩原町古関で、益田橋から下呂へ100mの西側です。住宅への進入路としたいとのことですが、周りに農地もないため問題ありません。</p> <p>7番については、萩原町西上田の釜ヶ野の****の南側200mほど川へ下ったところです。周辺の承諾は得ており問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 19番 | <p>8番と9番は同一案件ですので合わせて説明します。場所は火打で、門和佐へ向かう途中、****から500mほどのところで、道が狭くなるあたりです。川沿いの土地を会社の福利厚生施設にしたいそうで、ガードレールのないところから進入する必要があるため、申請地を進入路と駐車場としたいとのことです。周りに農地はなく、問題ありません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

|     |                                                                                                                                                                                                                           |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。                                                                                                                                                                       |
| 会 長 | ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請9件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。                                                                                                                                                   |
| 会 長 | ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。                                                                                                                                                                                              |
| 会 長 | 議題第14号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。                                                                                                                                  |
| 事務局 | <p>議案第14号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。今回は、賃貸借が5件提出されています。</p> <p>番号1～5については、これまで設定されていた円滑化事業の期日満了に伴い、これまで相対で行っていましたが、今回から貸付先を農畜産公社とするものです。すべて申請地を畑として利用する予定です。</p> <p>以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。</p> |
| 会 長 | ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。                                                                                                                                                                                       |
| 会 長 | <p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>                                                                                                                      |
| 会 長 | ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。                                                                                                                                                                                                  |
| 会 長 | 議題第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。                                                                                                                       |

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事務局 | <p>議案第15号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が8筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は2名です。</p> <p>次に今後のスケジュールについて説明します。本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、5月1日から権利設定されることとなります。</p> <p>以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。</p> |
| 会 長 | <p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 会 長 | <p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|     | <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 会 長 | <p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 会 長 | <p>以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 会 長 | <p>以上をもちまして、第3回 下呂市農業委員会を閉会します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | <p style="text-align: right;">16時00分閉会</p> <p>※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った</p> <p>本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。</p> <p>下呂市農業委員会</p> <p style="text-align: center;">番</p> <p style="text-align: center;">番</p>                                                                                                                                                                                                      |